

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	橋梁長寿命化修繕付帯工事（その2） 市道富岡12号線外（桜橋外1橋）																	
契 約 内 容	仮設工 N=一式																	
契 約 期 間	令和4年3月15日～令和4年3月28日																	
契 約 締 結 日	令和4年3月14日																	
契 約 相 手 方	株式会社 アサイ建設																	
契 約 金 額	1,595,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、株式会社アサイ建設と契約している橋梁長寿命化修繕工事（その2）（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市大字富岡字片洞地内外）の付帯工事であります。当該工事は、本工事区間内における仮設工であり、本工事と一連の作業で施工する必要があります。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、株式会社アサイ建設と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋梁撤去付帯工事(その2) 市道羽黒前原台線	
契 約 内 容	構造物撤去・処分 N=1式	
契 約 期 間	令和4年1月18日～令和4年2月28日	
契 約 締 結 日	令和4年1月17日	
契 約 相 手 方	小島施設株式会社	
契 約 金 額	726,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、小島施設株式会社と契約している橋梁撤去工事（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市大字塔野地字大畔地内）の付帯工事であります。当該工事は、本工事区内における構造物の撤去であり、本工事と一連の作業で施工する必要があります。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、小島施設株式会社と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	転倒堰改修付帯工事 成沢川地区																	
契 約 内 容	アームコ型ゲート設置工 N=1組 仮設工 一式																	
契 約 期 間	令和4年3月9日～令和4年5月31日																	
契 約 締 結 日	令和4年3月8日																	
契 約 相 手 方	株式会社アサイ建設																	
契 約 金 額	1,540,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、既発注の転倒堰改修工事（その2）の施工のために取り外したアームコ型ゲートの復旧工事です。ゲートについては老朽化による漏水があり、地元からも改修要望が出ているため、新材にて復旧を行うものですが、県費補助の対象とならない為、別途発注するものです。</p> <p>施工については、同一範囲内で転倒堰の改修工事が行われており、工事期間が限られているため、綿密な調整を行い可能な限り短期間で工事を行う必要があります。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、既発注の転倒堰改修工事（その2）を実施している株式会社アサイ建設と随意契約するものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	道路改良付帯工事 市道今井41号線																	
契 約 内 容	乗入整備工 N=6箇所 竹木伐採工 一式 排水構造物工 一式																	
契 約 期 間	令和4年3月8日～令和4年3月28日																	
契 約 締 結 日	令和4年3月7日																	
契 約 相 手 方	株式会社 久保田建設																	
契 約 金 額	1,496,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、株式会社久保田建設と契約している道路改良工事（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市大字今井字檜木平地内外）の付帯工事であります。当該工事は、本工事区間内における沿線整備であり、本工事と一連の作業で施工する必要があります。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、株式会社久保田建設と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	道路改良付帯工事（その9）市道富岡荒井線	
契 約 内 容	道路附属施設工 N = 1 式	
契 約 期 間	令和4年3月8日～令和4年3月30日	
契 約 締 結 日	令和4年3月7日	
契 約 相 手 方	株式会社青山組	
契 約 金 額	649,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、株式会社青山組と契約している市道富岡荒井線道路改良工事（その3）（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市字上小針地内外）の付帯工事であります。当該工事は、本工事区間内における張コンクリート及びマンホール移設等を施工するものであり、本工事と一連の作業で施工する必要があります。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、株式会社青山組と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	道路改良付帯工事（その10） 市道富岡荒井線	
契 約 内 容	As舗装工 A=28㎡ U型側溝工 L=2m 集水柵閉塞工 N=5箇所 マンホール高調整工 N=2箇所 車止めポスト工 N=1本 路面清掃工 L=1.5Km	
契 約 期 間	令和4年3月8日～令和4年3月30日	
契 約 締 結 日	令和4年3月7日	
契 約 相 手 方	葉山建設 株式会社	
契 約 金 額	1,056,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、葉山建設株式会社と契約している道路改良工事（その4）（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市楽田今村地内外）の付帯工事であります。本工事区域は施工までの期間に一般交通があったため段差の擦り付け舗装や既設舗装の劣化等があり本工事の施工に支障があります。当該工事は、本工事支障を解消するもので、本工事と一連の作業で施工する必要があります。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、葉山建設株式会社と随意契約するものです。	
そ の 他 特 記 事 項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	道路改良付帯工事 市道富岡荒井線	
契 約 内 容	土工 排水構造物工 舗装工 構造物撤去工	N = 1 式 N = 1 式 A = 1 6 m ² N = 1 式
契 約 期 間	令和4年3月8日～令和4年3月25日	
契 約 締 結 日	令和4年3月7日	
契 約 相 手 方	中日建設株式会社犬山営業所	
契 約 金 額	847,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、中日建設株式会社犬山営業所と契約している市道富岡荒井線道路改良工事（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市字惣作地内）の付帯工事である。当該工事は、本工事により復旧が必要となる現況用水路及び民地側の舗装復旧等を施工するものであり、本工事と一連の作業で施工する必要がある。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、中日建設株式会社犬山営業所と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕(池野喜六屋敷)	
契 約 内 容	給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	令和 4年 3月 2日から令和 4年 3月29日	
契 約 締 結 日	令和 4年 3月 2日	
契 約 相 手 方	(有)松浦設備	
契 約 金 額	441,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	給水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	汚水枝線管きょ布設付帯工事（R3-G1工区）	
契 約 内 容	既設鑄鉄管 φ350 撤去処分工 L=146.3m	
契 約 期 間	令和4年1月18日 ～ 令和4年3月25日	
契 約 締 結 日	令和4年1月17日	
契 約 相 手 方	中京開発（株）	
契 約 金 額	1,243,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、現在施工中の汚水枝線管きょ布設工事（R3-G1工区、G2工区）について、掘削に伴い撤去が必要となった既設水道管（鑄鉄管φ350）の撤去工事である。施工については、現在施工中の工事と連続性が求められるものであるため、施工中工事の受注者である中京開発株式会社と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	汚水枝線管きょ布設付帯工事(R3-SK3工区-その2)	
契 約 内 容	側溝修繕工 一式	
契 約 期 間	令和4年1月7日 ～ 令和4年3月14日	
契 約 締 結 日	令和4年1月6日	
契 約 相 手 方	犬山建設株式会社	
契 約 金 額	1,287,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本工事は、汚水枝線管きょ布設工事（R3-SK3工区）について、掘削に伴い発生した、既設側溝を撤去復旧する工事である。施工については、施工中の工事と連続性が求められるものであるため、施工中工事の受注者である犬山建設株式会社と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課																	
件 名	下水道工事に伴う舗装改良工事（その8）																	
契 約 内 容	舗装工 A=437㎡																	
契 約 期 間	令和4年2月8日 ～ 令和4年3月25日																	
契 約 締 結 日	令和4年2月7日																	
契 約 相 手 方	犬山建設株式会社																	
契 約 金 額	2,640,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、現在施工中の「下水道工事に伴う舗装改良工事（その6）」に隣接する区間の舗装復旧工事です。本工事は上記工事の受注者である犬山建設（株）が一体的に施工することで、打継ぎ目地が少なくなり、仕上がりが良好になるだけでなく、施工期間の短縮、通行規制及び地元周知の回数を少なくすることができることから、犬山建設（株）と随意契約を行うものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	城東子ども未来園屋上防水改修工事（その2）	
契 約 内 容	屋上屋根と2階庇におけるウレタン防水再施工	
契 約 期 間	令和4年3月2日から令和4年3月25日	
契 約 締 結 日	令和4年3月1日	
契 約 相 手 方	株式会社シンエイアクト	
契 約 金 額	880,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	城東子ども未来園の屋上防水は、アスファルト防水部分とウレタン防水部分があり、アスファルト防水部分を改修工事施行中である。工事設計段階において、ウレタン防水部分は、排水が悪いため、高圧洗浄等により排水改良を行うことで改善されるとの判断であったが、実際に高圧洗浄を実施したところ、ウレタン防水部分の劣化が予想以上に老朽化しているため、早急な改修が必要と判断した。 改修するにあたり、現在施行中工事の仮設足場等を利用することによって、通常の工事より安価に施工することが可能であることから、屋上防水改修工事受注者である株式会社シンエイアクトと随意契約をするものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課